

## 事故事例に学ぶ

8

### 進路変更時の人身事故



## 第二通行帯から第一通行帯へ車線変更の際、左後方から進行の自動二輪車と衝突し重傷を負わせた

### 事故の概要

#### 発生状況

日 時：平成11年12月某日 午前10時40分  
天 候：曇  
発生場所：横浜市港北区

#### 事故の当事者

運転者甲（大型トラック 10.5t）：26歳男性  
運転者乙（自動二輪車 400cc）：22歳男性

#### 被害状況

乙：重傷（大腿骨骨折等）

## 事故状況

運転者甲は、食品関係の荷を積み、時速45キロメートルで配送先に向かう途中、交差点手前の渋滞を避けるため第二通行帯から第一通行帯に進路変更をしようとした際に、第一通行帯を時速50キロメートルで直進してきた運転者乙の自動二輪車と衝突、転倒させ、全治2か月の重傷を負わせた。

### 事故現場の環境

現場は住宅街の交差点が多い場所で、片側二車線、幅員13.5メートルのアスファルト舗装された一般市道は、直線道路で見通しは良かった。

道路両側には3メートルの歩道があり、制限速度は50キロメートル、駐車禁止場所であった。

### 事故の原因

運転者甲～左後方の安全不確認  
運転者乙～漫然運転

### ～安全指導～

#### 車線変更の形態

道路交通法では、進路変更における危険を防止するため、「車両は、みだりにその進路を変更してはならない。」と定めています。

みだりにとは、正当な理由がなくという意味であり、車線を変更する形態は、主に次のケースが考えられます。

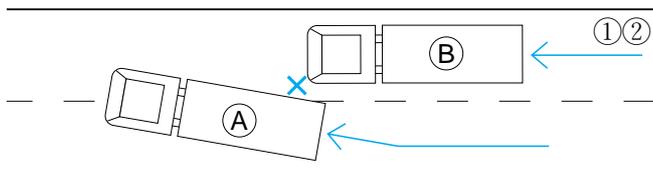
- ①並進後の変更
- ②前車の右・左折に伴う変更
- ③右・左折に伴う変更
- ④前方の工事に伴う変更
- ⑤前方の駐車車両に伴う変更
- ⑥追い越しに伴う変更
- ⑦追い抜き後の変更

#### 車線変更に伴う事故の形態

- ①後続車と接触
- ②後続車と衝突

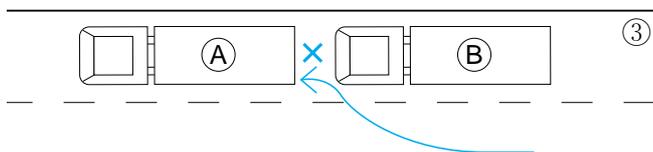
Aの速度がBより速く、車間距離（間隔）が十分でない場合は、Aの右側面とBの左側面前部との接触の事故があります。AよりBの速度が速く、車間距離が十分でない場合は衝突によ

り、状況によってはAが横転したりBが路外逸脱等の事故例があります。(左への進路変更も有り)



### ③後続車が追突

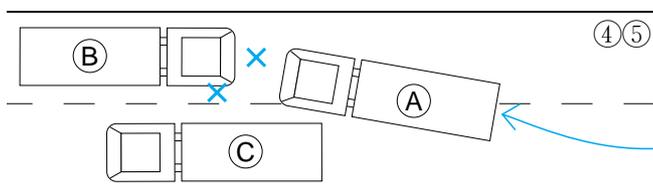
Aが進路(車線)変更直後に渋滞や何らかの理由により、減速や急停止をした場合に多くの事故例があります。(左への進路変更も有り)



### ④対向車と正面衝突

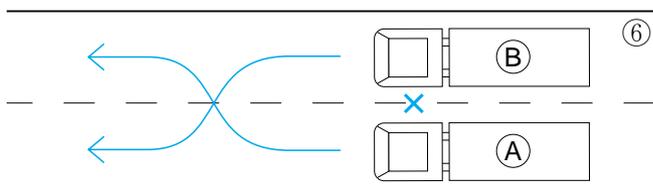
### ⑤対向車と接触

A車がC車を追い越す場合や、特に狭路における駐車車両や道路工事を避ける為に急に進路変更する場合の事故例があります。(左への進路変更も有り)



### ⑥並進車と接触

前方の車線減少や、並進車両の幅寄せ等による接触の事故例も多く発生しています。高速道路の料金所付近でも多くの事例です。



### 後続車に関する進路変更の禁止

後方から進行してくる車両等に危険を生じさせるような進路の変更は禁止されています。具体的には、急ブレーキや急ハンドルをかけさせ

るような状態をいいます。

### 安全な進路変更の方法

前述のように、様々な交通の流れの状態によって、進路変更は必要となります。

今回の事故事例は、交差点手前の右折車両による渋滞に伴って、左側車線に進路変更したため発生した事故といえます。

進路を変えるときは、方向指示器による合図を、その行為をしようとする3秒前に行うことが義務づけられていますが、その3秒間における進行距離は、速度によって異なります。

例えば時速40キロメートルで進行中のときは、約33.3メートル走行します。その間に左右後方の安全を確認し、安全であれば、そこではじめてハンドル操作し、その合図は進路変更終了まで継続することが必要です。

最近の交通状況は、この方向指示器の合図の遅れが目につきます。これによって交差点付近は後続車への影響、特に渋滞の原因となるばかりか、追突事故を避けるための後続車の止むを得ない進路変更等を伴い、交通事故を引き起こす原因ともなっています。

進路(車線)変更は、変更しようとしている車線上の車の流れを適確に判断し、早めの合図を心掛け、後続車両との車間距離を把握して安全を確認してから行うのがドライバーとしての基本であり、それがプロドライバーに果せられた防衛運転のひとつでもあるのです。

### 最近の裁判例

平成6年10月11日、千葉県内の国道において直進中の10トンダンプカーが、左側走行車線から進路変更してきた4トントラックに衝突した事案では、平成10年2月24日の東京地方裁判所の裁判官は、「同一方向に進行する車両同士の事故であるが、右方の安全を確認しないで進行しており、直進のダンプカーには責任は認められない。」とした判決を下しています。